

兵庫県議会会派役員名簿

令和4年4月25日

役職 会派名	就任年月日	幹事長	副幹事長	政務調査会長	政務調査副会長
自由民主党	令和4年4月22日	伊藤 傑	岡 つよし	北口 寛人	村岡 真夕子 かわべ 宣宏
自民党兵庫	令和4年4月18日	内藤 兵衛	風早 ひさお	山口 晋平	五島 壮一郎
ひょうご 県民連合	令和4年4月5日	上野 英一	向山 好一	黒田 一美	北上 あきひと
公明党・ 県民会議	令和4年4月11日	(団長) 松田 一成 (副団長) 岸本 かずなお (幹事長) 伊藤 勝正	越田 浩矢	島山 清史	竹尾 ともえ
維新の会	令和4年4月18日	高橋 みつひろ	—	齊藤 真大	門 隆志
日本共産党	令和4年4月25日	(団長) ねりき 恵子 (副団長) いそみ 恵子	—	きだ 結	入江 次郎

議会運営委員会委員の辞職及び補充選任

委員会名	会 派 名	辞 職 者 (令和4年4月30日付)	補 充 選 任 者 (令和4年5月1日付)
議会運営委員会	自由民主党	大 豊 康 臣 浜 田 知 昭	北 口 寛 人
	自 民 党 兵 庫	—	石 井 秀 武

第358回（定例）県議会提出予定議案件名一覧

（条例案件）

- 1 職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例
- 2 兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 3 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 4 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例
- 5 水難事故等の防止に関する条例の一部を改正する条例

（その他案件）

- 1 兵庫県立但馬ドーム修繕工事請負契約の締結
- 2 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第4高架橋上部工事請負契約の締結
- 3 主要地方道豊岡竹野線城崎大橋橋梁下部工工事請負契約の締結

（諮問案件）

- 1 県営住宅入居許可処分に対する審査請求に関する諮問

第 3 5 8 回 定 例 兵 庫 県 議 会 審 議 日 程 (案)

(会 期 9 日 間)

月 日	曜	本会議	委 員 会	審 議 日 程	備 考
6. 1	水	本会議	議会運営委員会	開会、会議録署名議員指名、会期決定 諸般の報告、議案上程、知事提案説明	
2	木			} 休 会	議案熟読
3	金				
4	⊕				
5	⊕				
6	月	本会議	議会運営委員会	質 疑 ・ 質 問 (代 表)	
7	火	本会議	議会運営委員会	質 疑 ・ 質 問 (一 般) 、 委 員 会 付 託	
8	水		常 任 委 員 会	付託議案審査	
9	木	本会議	議会運営委員会	委員長報告、討論、表決、追加議案上程 知事提案説明、表決、請願処理 議会運営委員会委員選任、常任委員会委員選任 常任委員会委員長及び副委員長選任、その他 閉会	

変更後

議会運営委員会の委員定数並びに委員の会派別割り振り表（案）

年 度	委 員 定 数	会 派				
		自由民主党 【 3 1 】	自 民 党 兵 庫 【 1 4 】	ひょうご 県民連合 【 1 3 】	公 明 党 ・ 県民会議 【 1 2 】	維新の会 【 5 】
令和 元 年 度	12 人	7 人	— 人	2 人	2 人	1 人
令和 2 年 度	12	7	—	2	2	1
令和 3 年 度	12	6	2	2	2	—
令和 4 年 度	12	5	3	2	2	—

【 】内は各会派の令和4年5月9日現在の所属議員数

常任委員会の委員長及び副委員長の
の会派別４年間割り振り協議表(案)

変更後

委員長

会 派 \ 年 度	R元	R2	R3	R4	合 計
自由民主党	4	4	3	2	13
自民党兵庫	0	0	1	2 (1)	3 (2)
ひょうご県民連合	1	2	1	1	5
公明党・県民会議	1	1	1	2	5
維新の会	1	0	1	— (1)	2 (3)
合 計	7	7	7	7	28

副委員長

会 派 \ 年 度	R元	R2	R3	R4	合 計
自由民主党	4	4	2	3	13
自民党兵庫	0	0	1	2 (1)	3 (2)
ひょうご県民連合	2	1	1	1	5
公明党・県民会議	1	1	2	1	5
維新の会	0	1	1	— (1)	2 (3)
合 計	7	7	7	7	28

()内は変更前の人数

常任委員会の委員長及び副委員長の会派別割り振り表

会派別 委員会	正・副	令和元年度				令和2年度				令和3年度					令和4年度			
		自	県	公	維	自	県	公	維	自	県	公	兵	維	自	兵	県	公
総務	正	◎				◎				◎					◎			
	副	○				○					○						○	
健康福祉	正	◎				◎							◎			◎		
	副		○					○				○						○
産業労働	正		◎				◎							◎				◎
	副	○				○				○						○		
農政環境	正	◎				◎				◎					◎			
	副		○				○							○		○		
建設	正	◎				◎				◎						◎		
	副			○					○				○		○			
文教	正				◎		◎				◎						◎	
	副	○				○						○				○		
警察	正			◎				◎				◎						◎
	副	○				○				○					○			
合計	正	4	1	1	1	4	2	1	—	3	1	1	1	1	2	2	1	2
	副	4	2	1	—	4	1	1	1	2	1	2	1	1	3	2	1	1

会派提案意見書の協議・調整日程の見直しについて

1 現状及び問題点

令和3年度の議会運営委員会（R3.10.5）において、協議・調整日程を見直し、6月、12月においては、第1回目の政調会長会を開会日にする見直しを決定した。令和3年12月定例会で見直しを実施したところである。

しかしながら、来る6月定例会は、12月よりも更に会期が短く、上記見直しを行っても各会派態度締切後、政調会長会の日程が極めてタイトとなることから、十分な文案調整の時間が確保できないことが危惧される。

2 対応案

十分な協議・調整の時間が確保されるよう来たる6月定例会に向けて日程を見直す。

(1) 6月定例会

第1回目の政調会長会を開会日の前日に開催することで、以降の協議調整の日程に余裕を持たせる。このことにより、最もタイトとなる各会派態度締切日と第2回目の政調会長会との事務作業時間並びに第2回目の政調会長会後に行う文案調整等に要する時間を十分に確保できるようにする。

なお、請願の締切の都合上、会派提案の意見書と同様の意見書提出を求める請願が提出され、内容が重複する場合もありうるが、その場合に限り差し替えを認めることとする（差し替えの協議は、持ち回りによる開催で代える）。

【6月定例会を例とした現行日程及び見直し日程】

月 日	定例会日程	令和4年6月案		
		従前（令和3年6月） の考え方に基づく日程	R3申し合せに 基づく日程案	今回案
5月27日（金）				意見書案提出締切
5月28日（土）	閉庁日	閉庁日	閉庁日	閉庁日
5月29日（日）	閉庁日	閉庁日	閉庁日	閉庁日
5月30日（月）			意見書案提出締切	
5月31日（火）				政調会長会（1回目） 【会派で検討】
6月1日（水）	開会 （※請願締切日）		政調会長会（1回目） 【会派で検討】	【会派で検討】
6月2日（木）	議案熟読	意見書案提出締切	【会派で検討】	各会派態度締切日
6月3日（金）	議案熟読	政調会長会（1回目） 【会派で検討】	【会派で検討】	
6月4日（土）	閉庁日	閉庁日	閉庁日	閉庁日
6月5日（日）	閉庁日	閉庁日	閉庁日	閉庁日
6月6日（月）	代表質問	各会派態度締切日	各会派態度締切日	政調会長会（2回目） 【文案調整】
6月7日（火）	一般質問	政調会長会（2回目） 【文案調整】	政調会長会（2回目） 【文案調整】	【文案調整】
6月8日（水）	常任委員会	政調会長会（3回目）	政調会長会（3回目）	政調会長会（3回目）
6月9日（木）	閉会	議運に報告	議運に報告	議運に報告

(2) 令和4年12月定例会

6月定例会での結果を踏まえ、6月と同様に第1回目の政調会長会を開会日前に開催するか否かを別途協議する。

令和4年4月18日

令和4年度「夏のエコスタイル」への県議会の対応について

◎県議会の対応

「夏のエコスタイル」の趣旨に賛同し、県議会においても軽装対応に取り組む。

- (1) 7月、8月の本格実施期間
ノー上着、ノーネクタイの軽装とする。
- (2) 6月、9月の奨励期間
軽装を奨励する。
- (3) 5月、10月の移行期間
それぞれの議員が体調や気温等に応じて、軽装にするかどうかを自主的に判断する。

注) 本会議・委員会への出席及び議員との対応に当たる当局職員の服装については、自主的な判断に委ねる。(議会事務局職員も同様)

【参考】県の取組について

○取組期間：令和4年6月1日(水)～9月30日(金) (5月、10月は移行期間)

本格実施期間	7月、8月
奨励期間	6月、9月
移行期間	5月、10月

- 「本格実施期間」：職員は軽装とする。
- 「奨励期間」：職員の軽装を奨励する。
- 「移行期間」：公式行事以外は、職員の自主的な判断により軽装を可能とする。

<軽装についての考え方>

公務員としての品位を失しない範囲で次の服装とする。

- ・上着を着用しない。
- ・ノーネクタイとする。